



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

役員給与の「不相当に高額な部分」 ～ 同業類似法人の「最高額」に基づき算定 ～

法人税法 34 条 2 項は、役員給与のうち「不相当に高額な部分」は損金に算入することはできないと規定しています。今回は、「不相当に高額な部分」の有無及びその金額を争点とする最新の判決をご紹介します。（令和 2 年 1 月 30 日東京地裁・棄却・Z 8 8 8 - 2 2 9 5）

< 事案の概要 >

本件は、主として中古自動車の輸出事業等を営む原告 A 社が、代表者甲に支給した役員給与（本件役員給与）の全額を損金の額に算入して申告したところ、処分行政庁が、本件役員給与の額には法人税法 34 条 2 項に規定する不相当に高額な部分があるとして更正処分をした事案です。

被告国は、不相当に高額な部分について、主位的に「同業類似法人における役員給与の平均額を超える部分」である、予備的に「同役員給与の最高額を超える部分」であると主張しています。

< 裁判所の判断 >

東京地裁は、本件役員給与には「不相当に高額な部分」があり、A 社の同業類似法人と認められる各抽出法人の役員給与の「最高額」を超える部分はその金額に当たるため、同部分を損金の額に算入することはできないとして、その理由を次のように判示しました。

1 「不相当に高額な部分」の有無

A 社の収益が、減少傾向にあり、使用人給与の支給額も緩やかな減少傾向にある中で、本件役員給与は、これに逆行する形で急増し（平成 23 年・2 億 7200 万円、平成 27 年・5 億 2000 万円）、その額の高さ及び増加率は著しく不自然であるし、同業類似法人の役員給与の最高額と比較しても、その較差は合理的な範囲を超えるものとなっている。そして、このように不自然に高額な役員給与によって、A 社が納付した法人税の額は、本来よりも大きく圧縮されることとなっているのであるから、A 社が本件役員給与の全額を損金の額に算入したことにより、課税の公平性は著しく害されているというほかない。以上によれば、本件役員給与に「不相当に高額な部分」があることは明らかというべきである。

2 「不相当に高額な部分」の金額

A 社の各事業年度の売上金額が約 69 億円から 89 億円に及んでいたことや、各業務において代表者甲が行っていた具体的な活動の内容に鑑みれば、A 社の売上げを得るために甲が果たした職責及び達成した業績は、一般的に想定される職務の範囲内でも、相当高い水準にあったとすることができる。

本件抽出基準等による A 社の同業類似法人の抽出が必ずしも厳密な事業の規模ないし性質の同一性の要求の下にされたものでないところ、A 社の売上げを得るために代表者甲が果たした職責及び達成した業績等の本件における事情に鑑みると、各抽出法人の「平均額」を超える部分を全て「不相当に高額な部分」に当たるものとした場合、代表者甲の職務に対する対価として不相当と認めるべきでない部分が含まれることになってしまうおそれがある。そうすると、本件の事情の下では、各抽出法人の役員給与の「最高額」を超える部分をもって「不相当に高額な部分」に当たると認めるのが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A 4 版 52 枚）が必要な方は、送料・実費とも 2,000 円（税抜）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。

JUSTAX 第 326 号(令和 2 年 9 月 10 日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628